

## 料金について

### (1)介護保険事業

身体介護	時間数	20分以上30分未満				30分以上1時間未満			
	時間帯	介護報酬	特別地域加算	新加算Ⅱ	自己負担	介護報酬	特別地域加算	新加算Ⅱ	自己負担
	昼間	244単位 (268)	37単位	55単位	360円	387単位 (426)	58単位	87単位	571円
	早朝・夜間	25%加算				25%加算			
	深夜	50%加算				50%加算			
生活援助	時間数	45分以内				45分以上			
	時間帯	介護報酬	特別地域加算	新加算Ⅱ	自己負担	介護報酬	特別地域加算	新加算Ⅱ	自己負担
	昼間	179単位 (197)	27単位	40単位	264円	220単位 (242)	33単位	49単位	324円
	早朝・夜間	25%加算				25%加算			
	深夜	50%加算				50%加算			
混合	時間数	身体30分家事45分未満				身体45分家事30分以上70分未満			
	時間帯	介護報酬	特別地域加算	新加算Ⅱ	自己負担	介護報酬	特別地域加算	処遇改善加算	自己負担
	昼間	309単位 (340)	46単位	69単位	455円	452単位 (497)	68単位	101単位	666円
	早朝・夜間	25%加算				25%加算			
	深夜	50%加算				50%加算			

\* 2人訪問の場合は200パーセントです。

\* 表はすべて『負担割合証が1割』の場合です。 2～3割の方もおります。

\* 新規に利用される方は、初回加算金として200円いただきます。(当該月のみ)

※1 本事業所は、厚生労働大臣が指定する山村地域となっており、利用料金の15%が「特別地域加算」として計算されます。

※2 予定にない追加の訪問依頼があった場合、1回100単位の緊急時加算が追加されます(但し前日及び当日の追加に限る)

※3 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス利用は、全額契約者負担となります。

※4 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス利用は、全額契約者負担となります。

※5 令和6年4月より「特定事業所加算Ⅱ」10%が加算されます。

※6 令和6年度介護報酬改定により、6月から「介護職員等処遇改善加算」として22.4%が加算されます。

※7 「正当な理由なく」訪問サービスをキャンセルした場合キャンセルした時期に応じてキャンセル料が発生します。

※8 上記の基本時間数は、そのサービスを実施するために、国で定められた標準的な目安となる時間数であって、実際にサービスに要した時間ではない場合があります。

* 時間帯	早朝	6:00～	8:00	昼間	8:00～	18:00
	夜間	18:00～	22:00	深夜	22:00～	6:00